



「想いをかたちに」

万が一の時、こんなお悩みはありませんか？

万が一のことが起きた時、
家族でもすぐお金を引き
出せないって本当？



本当です。相続財産の保全のため
ご預金は引き出せなくなります。

▶▶ 1

遺言書を作成してあっても、
お金はすぐに引き出せないの？



遺言書を作成しても、実際に
お金を引き出せるようになるまで
時間がかかります。

▶▶ 2

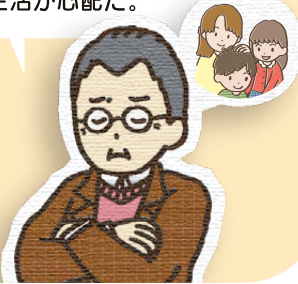
お金をすぐに引き出せな
くなら、お葬式の費用
はどうしよう。



葬儀費用は葬儀終了後、1週間以内
に請求されるのが一般的のよう
です。すぐに支払える準備が必要です。

▶▶ 3

自分に万が一のことが起
きた時、のこされた家族の
生活が心配だ。



ご預金が引き出せなくなると、葬
儀費用だけでなく、生活資金も準
備しておかなければなりません。

▶▶ 4

ご自分に万が一のことが起きた時、大切なご家族のために
簡単にスピーディーにお金をのこしたい。
そんな「想い」を「かたち」にしてみませんか。

あしぎん遺言代用信託「想いをかたちに」4つの特徴

あしぎんの遺言代用信託
「想いをかたちに」でしたら、
みなさまのお悩みを
解決できるかもしれません。



▶▶ 1 簡単

受取人さまのご意思を書面に
て確認するだけです。
来店による手続きは不要です。

お申込みの際に指定された受取人さま
のご意思を、書面で確認でき次第、お振
込みいたします。

▶▶ 2 便利

大切なご家族にのこす、お金の
割合を、遺言書に代わって事前
に決定。

例えば、奥様70%・お子さま30%とい
うように、ご家族に対する想いを受取割
合に託すことができます。

▶▶ 3 スピーディー

時間がかかる遺産分割協議や
相続人全員から印鑑をもらう
必要はありません。

受取人さまお一人の手続きで、事前に指
定された受取割合に応じた金額をお受
取りできます。

▶▶ 4 安心

信託財産の運用は安全第一に
行われ、当行が元本を保証しま
す。

また、預金保険の対象(収益金は除く)と
なるので安心してお任せください。

契約からお受取りまでの流れ

ご契約



ご本人
(契約者さま)

←... 信託契約 ...→
(受取人さまの指定)

— 金銭の信託 —→



ご準備いただきたい書類など

- 信託いただく資金 ● 契約者さまの本人確認資料
- 契約者さまのご印鑑(当行お取引印)

相続発生



受取人さま

.....書類のご提出.....→

←.....金銭の受取り.....



ご準備いただきたい書類など

- 医師の死亡診断書もしくは除籍謄本、住民票の除票
- 受取人さまの本人確認資料 ● 受取人さまの当行預金のご印鑑

〈あしぎん〉の遺言代用信託「想いをかたちに」の概要

信託金額

100万円以上1万円単位
※ただし、信託できる金額は契約者さまが保有されている総金融資産の1/3までとなります。

信託期間

5年以上30年以内(1年単位)
(信託期間終了時には、契約者さまにお返しいたします。)

受取人さまに関する事項

- ・ 受取人さまは、契約者さまの推定相続人の中からお指定ください。(推定相続人とは、現時点で契約者さまに相続が発生したと仮定した場合に相続人となる人です。)
- ・ 受取人さまは、最大9人までご指定いただけます。
- ・ 受取人さまが信託された金銭を受取るための当行の普通預金口座を指定していただけます。ほかの銀行を指定することはできませんのでご注意ください。

信託報酬 (設定手数料)

信託契約時に、信託財産の1.10%(税込)
ただし、最低手数料55,000円(税込)

運用報酬

信託期間中、本信託の運用収益から予定配当額を差し引いた金額(信託元本に対して上限年8.0%から下限年0.001%の範囲内)を計算期日に信託財産より収受します。

信託報酬

その他の手数料

信託された金銭を受取人さまに振込む際の振込手数料はいただきません。

お困りの際の 相談窓口

当行が契約する指定紛争解決機関 一般社団法人信託協会
信託相談所 ☎0120-817-335 または ☎03-6206-3988

※詳しくは、「商品概要説明書」のページをご確認ください。

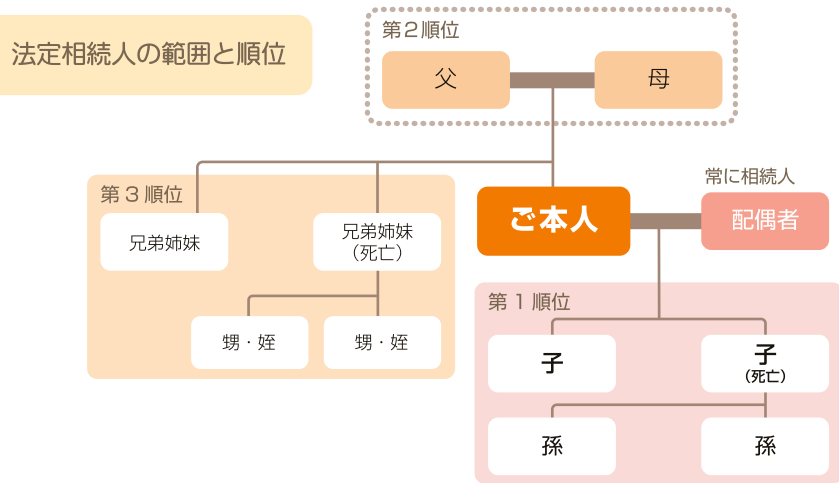
ご注意ください

ご契約から相続発生までに、受取人さまの変更をご希望になる場合や、受取人さまの住所や氏名が変更となった場合は、契約者さまから足利銀行へすみやかにご連絡ください。

ご連絡をいただかずに相続が発生いたしますと、信託財産を受取人さまへお引渡しする際に、スムーズな手続きができない恐れがございますので、必ずご連絡ください。

法定相続人と法定相続分

民法では法定相続人と法定相続割合が以下のとおり定められています。



配偶者	配偶者は血族相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます
子(第1順位)	性別、出生順序、既婚、未婚、実子、養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です
直系尊属(第2順位)	実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近いものが優先されます
兄弟姉妹(第3順位)	全血・半血の区別なく同順位で相続権があります

代襲相続

相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。これを代襲相続といいます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人にとって甥、姪)に限り代襲相続が認められます。

遺留分

一定の相続人のために民法が保証する最低限度の相続分です。もし、遺言が、この遺留分を侵害することになった場合は、遺留分を主張する権利のある相続人は、相続開始後に侵害された分を取り戻すことができます。遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属(子供、孫など)、直系尊属(父母、祖父母など)に限られ、遺言者の兄弟姉妹は除かれます。なお、法律で決められた期間内に請求がなければ、遺言内容がそのまま有効になります。

民法による法定相続分で分割する場合でも、「誰がどの財産を取得するか?」は

残された相続人全員の話し合いによって決めなければなりません。また、法定相続分による分割が必ずしも実情に合っていると限りません。話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てを行います。

法定相続分・遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫)	配偶者 $\frac{1}{2}$ 子(孫) $\frac{1}{2}$	配偶者 $\frac{1}{4}$ 子(孫) $\frac{1}{4}$
配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$ 父(母) $\frac{1}{3}$ (祖父母)	配偶者 $\frac{1}{3}$ 父(母) $\frac{1}{6}$ (祖父母)
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$ (甥・姪)	配偶者 $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹 0 (甥・姪)
配偶者のみ	全部	$\frac{1}{2}$
子(または孫)のみ	全部	$\frac{1}{2}$
父母(または祖父母)のみ	全部	$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全部	0

- 子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。
- 実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。
- 半血兄弟姉妹(父または母の一方だけを同じくする兄弟姉妹)は、全血兄弟姉妹(父母を同じくする兄弟姉妹)の相続分の $\frac{1}{2}$ となります。
- 相続人がいない場合は、債権者などへの弁済、特別縁故者への分与後、国庫に帰属することになります。
- 遺留分算定の基礎となる財産額は、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に同人が生前に贈与した財産の価額を加え、その中から相続債務の全額を控除した額となります。

Q & A

お申込時

Q1 遺言代用信託とはどのような商品ですか？

A1 お客さまから信託されたご資金を、お客さまの相続発生時に、簡便な手続きで、あらかじめ指定された受取人さまに、あらかじめ指定された方法で、お支払いする金銭信託の商品です。

Q2 元本補てん付合同運用指定金銭信託とはなんですか？

A2 お客さまから信託された金銭を、他のお客さまから信託された金銭と合同で、当行の銀行勘定を中心に効率的に運用します。本商品は元本保証であり、元本部分は預金保険の対象となります。

Q3 予定配当率とはなんですか？

A3 本商品のお申込時点で予定されている利率のことであり、確定利率ではありません。金融情勢等に応じて変化します。現在の予定配当率については窓口でご確認ください。

Q4 申込時の留意事項はありますか？

A4 お申込金額は100万円以上とし、他の金融機関でのお取引を含む総金融資産の1/3以内、遺留分に配慮した金額とします。なお、信託設定時にお申込金額の1.10%(税込)(ただし、最低手数料55,000円(税込))の信託報酬(設定手数料)が必要です。

Q5 申込みは誰でもできますか？

A5 お申込みができるのは、日本国内に住所を有し、お申込時に20歳以上で行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方となります。なお、お申込みは、お1人さま1契約となります。

Q6 受取人は誰でも指定できますか？

A6 受取人さまは、推定相続人をご指定ください。推定相続人であれば、お孫さんや甥姪のご指定も可能です。なお、推定相続人の範囲は親族の構成によって異なりますので、お申込時に必ずご確認ください。9名までご指定できます。(例)配偶者と子がいる場合は「配偶者と子」、配偶者・子・親がない(既に他界)場合は「兄弟姉妹」など。

Q7 申込時に受取人の同席は必要ですか？

A7 お申込時に受取人さまの同席は必要ありません。ただし、受取人さまの氏名、住所、電話番号、生年月日、当行普通預金口座番号が必要となりますので、事前にご確認をお願いします。受取人さまが当行に普通預金口座を開設していない場合は、お申込前のご開設をお願いします。

Q8 通帳・証書は発行されますか？

A8 通帳・証書は発行されません。ご契約後に、「ご契約の明細」を申込人さまおよび受取人さまにお送りしますので、受取人さまにもご説明をお願いします。

契約期間中

Q9 追加信託はできますか？

A9 可能です。なお、追加信託についても、信託金額の1.10%(税込)の信託報酬(設定手数料)が必要です。

Q10 契約後に変更できる事項はありますか？

A10 受取人さまの追加・変更・削除、受取割合の変更が可能です。なお、信託期間の変更はできません。

Q11 中途解約はできますか？

A11 原則できません。ただし、当行がやむを得ないと認めた場合は、本商品の全部または一部を解約することができます。

Q12 受取人が先に死亡した場合、手続きは必要ですか？

A12 受取人さまの変更手続きが必要です。お取引店に速やかにご連絡ください。

相続発生時

Q13 相続発生時の手続きはどのようなものがありますか？

A13 受取人さまは申込人さまに相続が発生した旨をお取引店へご連絡ください。当行より後日、指定されたお受取人全員に対して、「受益権に関するご通知」をお送りしますので、同封の「回答書」のご返送をお願いします。なお、回答書のご返送時には以下の書類を添付していただきます。
○申込人さまの死亡診断書または除籍謄本
○受取人さまの公的本人確認書類

Q14 手続きから資金の受取までに何日くらいかかりますか？

A14 当行が「回答書」を受領した営業日を起算日として、3営業日までに指定口座へお振込みします。
※なお、「回答書」の記入内容等が不十分な場合は、指定口座へのお振込みが遅れる場合があります。

その他

Q15 相続人が受取る資金は、相続税の対象になりますか？

A15 相続税の課税対象となります。なお、税務上のお取扱いの詳細については、税理士や所轄税務署にご確認ください。

商品概要説明書

1	商品名	・あしぎん遺言代用信託「想いをかたちに」 (元本補てん付合同運用指定金銭信託)
2	ご利用可能な方	・20歳以上の個人のお客さま(「非居住者」を除く) なお、お客さま1人(1委託者)につき、1契約とさせていただきます。
3	信託の目的	・お客さま(以下、「委託者」という)が株式会社足利銀行(以下、「当行」という)に別途提出する「あしぎん遺言代用信託「想いをかたちに」申込書(兼口座振替依頼書)」(以下、「申込書」という)にて指定された方(以下、受益者という)のために利殖します。 ・申込書記載の金額・割合にて信託財産に属する金銭を受益者に取得させ、申込書にて指定の方法により交付します。
4	商品の仕組み	<p>・本商品は、長期の財産管理や円滑な財産移転を行う目的で、委託者が信託した財産を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続開始後に委託者のご指定とおりに受益者にお支払する商品です。</p> <p>・受益者は、委託者によりご自身の推定相続人(申込日において委託者の相続が開始した場合にご相続人となる方)の中からご指定いただけます。</p> <p>・受益者となる方で当行に普通預金口座を保有していない方は、本商品申込みまでに開設していただく必要があります。</p>
5	入金の方法 受託金額	<p>・当行の本支店にてお申込みいただき、契約により信託を設定します。</p> <p>・当初信託金は100万円以上(1万円単位)です。 ただし、委託者に相続が発生した際に、他の相続人の遺留分を侵害する可能性がある場合は、受託金額をご相談させていただきます。</p> <p>・信託設定時には、当行普通預金口座より当初信託金相当額(信託報酬含む)の金銭を振替えます(あらかじめ、当行普通預金口座へ当初信託金相当額のご入金をお願いします)。なお、小切手その他の証券類をもって信託することはできません。</p> <p>・委託者は、当行の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができます(以下、当初信託金及び追加信託金を総称し「信託金」という)。なお、受益者は信託金の追加をすることができません。</p>
6	信託期間	・5年以上30年以内(1年単位)(延長・継続はできません)

7	信託財産の運用・ 管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は、安全性を重視し、信託財産(金銭に限る)の安定成長を図ることを運用の方針とします。 ・信託財産は、当行の固有勘定と分別管理します。 ・信託財産は、当行の銀行勘定へ運用(銀行勘定貸)を中心に運用します。 ・本信託の信託財産を、運用を同じくする他の信託財産と合同して運用することができるものとします。 ・この場合、他の信託財産との損益分配は、各信託財産に係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。
8	信託業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、必要と認められた場合、信託業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。 ・なお、委託者・受益者保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に該当する場合、信託業務の全部または一部を当行の利害関係人に委託することができるものとします。
9	当行等とお取引	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ委託者・受益者の保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に、当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で預金取引等を行うことができるものとします。
10	受益者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・信託契約日から委託者に相続が発生するまでの間は、委託者が受益者となります。 ・委託者に相続が発生した後は、委託者が信託契約時に申込書により指定したお受取人が受益者となります。 ・なお委託者は、委託者の推定相続人(申込日においてお客さまの相続が開始した場合に相続人となる方)の中から受益者として指定していただけます。 ・当行は、委託者が契約時に指定した受益者に対し、受益者に指定された旨および契約内容等の通知を行います。 ・受益者は、複数名(9人まで)ご指定していただくことができます。複数名ご指定いただく場合には、それぞれ受益者の受取割合をご指定いただけます。 ・委託者は、当行所定の方法により、受益者の変更、追加、取消をすることができます。当行は、委託者が受益者を変更、取消した場合、変更、取消前の受益者に対してその旨の通知を行いません。 ・当行は、委託者に相続が発生した後、受益者に対して受益権を取得した旨を通知し、当該通知を発送した日から3カ月以内に受益の承認または受益権の放棄を当行に対して意思表示する旨を催告いたします。受益者が信託金の交付を受ける場合には、当行に対し所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、本件通知を発送した日から3カ月以内に意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。 ・委託者が、受益者を遺言等によって変更された場合には、当行は当行所定の方法により通知を受けるまでは、受益者の変更がないものとして取り扱います。当該取扱いによって、既に行った本商品からの金銭の交付は有効とみなされるものとし、当行は当該商品によって委託者の相続人その他第三者に生じた損害に関しては、一切責任を負いません。 ・受益者に成年後見人等がいる場合のほか、必要に応じて別途受益者代理人を指定いただくことがあります。

11 支払方法・収益金の課税について

- ・ 信託金の元本については、委託者よりご指定いただいた方法・金額にて金銭でお支払します。なお、信託終了時(信託期間満了時等)においては、信託終了日の翌日以降に金銭でお支払いします。
- ・ 信託財産の運用により生じた利益は、経費および信託報酬ならびに信託財産につき生じた損失を控除した金額を、合同運用財産に属するそれぞれの信託財産の各受益者に対する収益金として分配するものとし、信託終了の時を除き毎年4月、10月の1日に、元本に組入れて複利運用します。
- ・ 信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降(ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日)に金銭でお支払いします。なお最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。
- ・ 信託の収益金については、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)となります。

12 予定配当率

- ・ 予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ当行が決定します。
- ・ 予定配当率は随時見直し、当行が定める方法により表示します。
- ・ 当行は予定配当率を保証しません(確定利回りの商品ではないため、利益の補足は行いません)。

13 信託報酬

(1) 設定時報酬

- ・ 信託契約時(追加信託契約時を含む)に、当該信託財産額の1.10%(但し、最低55,000円)(消費税込)を委託者よりいただきます。

(2) 運用報酬

- ・ 本信託の運用収益から予定配当額を差し引いた金額(信託元本に対して上限年8.0%、下限年0.001%の範囲内)を運用報酬として、計算期日に信託財産から收受します。

14 信託財産に関する租税その他の費用

- ・ 信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。

15 信託財産の計算期間

- ・ 本信託は、毎年3月、9月の各末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。
- ・ なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。

16 信託財産の運用状況等の報告

- ・ 当行は、分配する収益金の額について、年2回書面にて報告します。
- ・ 当行は、信託契約終了時に、最終計算を記載した書面を交付します。
- ・ 信託財産の状況、信託財産と当行、本信託の信託業務の委託先、当行の利害関係人またはほかの信託財産との取引の状況については、当行担当者までお問い合わせください。

17 中途解約

- ・ 当行がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて、原則、中途解約(全部解約または一部解約)はできません。

18 元本の補てん

- ・ 本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行が完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。
- ・ 本商品に、利益補足契約は付加されていません。また、予定配当率も保証するものではありません。

19 預金保険の適用

- ・ 本信託は預金保険の対象となります。

20 受益権の譲渡・買入の制限

- ・ 本信託の受益権については、いかなる場合にも、他人に譲渡することや、買入れなど担保に供することはできません。

21 信託終了の事由

- ・ 信託期間満了となった場合
- ・ 当行がやむを得ない事情があると認めた場合の中途解約(全部解約)
- ・ 受益者への信託財産の交付により、当該信託に係る信託財産がなくなった場合
- ・ 次の事由に該当した場合に当行から委託者および受益者へ発出される信託終了通知に記載された信託終了日を経過した場合。
 - (1) 委託者、受益者等、本信託の関係者が反社会的勢力等に該当する事実が判明した場合
 - (2) 税制の変更、経済情勢の著しい変化、戦争、内乱、騒乱、その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと当行が認めた場合
- ・ 受益者全員が委託者の相続発生以前に死亡した場合(受益者と委託者が同時に死亡した場合を含む)において、委託者が受益者を変更しないまま死亡した場合
- ・ 受益者が、受益権取得後に死亡した場合
- ・ 受益者が、受益権取得後に受益権を放棄した場合
- ・ 約款の変更に異議を述べて、当行に本信託の買い取りを請求し、解約した場合
- ・ 遺留分侵害額請求に基づき、信託財産の全部が受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、確定判決等により判明した場合 他

22 受託者の公告の方法

- ・ 当行は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

23 当行の契約する
指定紛争解決機関
(金融ADR制度)

・一般社団法人信託協会 信託相談所
(一般電話から)0120-817-335 (携帯電話から)03-6206-3988

24 その他の事項

- ・本信託のお申込み時には、必ず詳細を約款等にてご確認ください。また、本信託には当行所定の受託審査があります。
- ・本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取り用の口座として、委託者および受益者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。
- ・本信託のお申込み後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合が信託の設定となります(お申込みのみでは信託の設定とはなりません。また、当該振替がなされなかった場合も信託の設定とはなりません)。信託設定は原則週1回、当行の定める日となります。
- ・本信託では受益権を証する為の受益権証書および受益証券の発行はありません。
- ・将来、委託者の相続発生時に、遺留分の問題等により相続人間で紛争の可能性がある場合等は受託できないことがあります。また、委託者の相続発生後に、遺留分の問題等により相続人間で紛争が生じた場合は、本信託からの元本等の金銭を交付できない場合があります。
- ・マル優(少額貯蓄非課税制度)は利用できません。
- ・本信託は預金ではありません。

25 受託者の商号・
本店所在地

株式会社足利銀行 〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4丁目1-25

※本概要は2019年10月現在の法令、税制に基づいて作成しています。今後の法令等改正により内容が変更となる
事がありますのでご注意ください。

大切な相談が
ここにあります。
〈あしぎん〉



あしぎん 遺言代用信託 |  SEARCH

詳しくはお近くの店舗、またはホームページまで